

院内感染対策に関する取組事項

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。
当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための組織に関する事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策防止委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。
また、感染制御チーム(ICT)を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策に関する職員研修の取組事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等に関する感染情報レポートを作成し、感染制御チーム(ICT)で検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、感染制御チーム(ICT)が感染対策に速やかに対応します。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者様への情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。

7. 抗菌薬の適正使用に関する事項

当院では、抗菌薬の適正使用を推進するため個々の症例に対して介入を行い、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めています。

8. 他の医療機関等との連携体制

当院は感染対策の向上のため、連携施設が開催する感染防止対策に関するカンファレンスへ参加し、感染対策の質の向上に努めます。また、感染防止対策に関する助言を受けるため、連携施設と情報の共有をいたします。

9. 患者様に対する当該指針の閲覧に関する事項

本取扱い事項は院内に掲示し、患者およびその家族等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じます。

10. その他の当院の院内感染対策の推進のために必要な事項

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。